

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

測量計画機関である熊谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

熊谷市

二 作業種類

公共測量（二級・三級・四級基準点測量、出来高確認測量）

三 作業地域

熊谷市西部（籠原中央第一土地区画整理事業地内）

四 作業期間

令和元年九月十三日から令和二年三月三十一日まで